

日弁連提言等を裏付ける立法事実について

委員 石黒清子

委員 濱口博史

委員 渡辺 徹

1 はじめに

- (1) 憲法32条の「裁判を受ける権利」は、証拠に基づき適正に判決がなされることを国民に保障しているところ、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、裁判の利用者が真実の発見のために必要な情報と証拠を収集する手段が確保されていることが不可欠である。

この点、「民事訴訟における情報・証拠収集手続」については、平成8年改正でも主要な改正課題となっており、平成15年には訴えの提起前における証拠収集処分等の改正がなされたが、未だ十分な改善が図られたとは言い難い。

民事訴訟においては、証拠の収集、提出は当事者の責任に委ねられているが、そのことは、当事者が情報・証拠を収集する手段を充実させなくてもよいということの意味するものではなく、また、自己に不利な事実・証拠を開示しないことを正当化するものでもない。

確かに、ある事実の存否の認定の内容はこれに基づく判決とその後の民事執行における強制力を正当化するに足るものである必要がある等の理由から、民事裁判の証明については、高度の蓋然性の証明及び通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信をもちうるとの判定が必要とされる。また、立証責任を負う当事者がその程度に証明できないときは、真偽不明によりその事実の認定はなされない。しかし、これらを正当化するためには、むしろ、その前提として情報と証拠を十分に取得できる手続が必要であるというべきである。仮に、情報と証拠を十分に取得できる手続がないままに高度の蓋然性等を必要とし、また、主張立証責任により敗訴させられるのであれば、そのような制度は裁判を受ける権利の観点からは正当化され得ない。

もっとも、現行の民事訴訟手続では、運用として、間接事実に経験則を適用することにより、直接証拠によらずとも適切な事実認定を行う工夫がなされているとも考えられる。しかし、かかる方法により認定された事実が真実にどれほど近いかどうかは国民には判断し難いこと、経験則の取捨は裁判官の裁量に委ねられていること、また、間接事実からの認定はともすると消極的な判断になる可能性があること等からすれば、できる限り間接事実に頼らない認定、すなわち、直接証拠による認定を容易にできる手続にするべきである。

- (2) さらに、そもそも、被告たるべき者の特定又は送達に関する情報取得の手続が整備されないときには、原告たるべき者の裁判を受ける権利は成り立ちえない。
- (3) 日弁連は、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）の改正提言として、既に2012年（平成24年）2月16日付け「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」（参考資料3）及び2

022年（令和4年）7月15日付け「早期開示命令制度新設の立法提案」（参考資料4）を公表している。また、これらを受けて、本研究会においては、本研究会の弁護士委員の連名で「早期開示命令制度に関する論点と議論の整理」（参考資料6）、「早期開示命令制度に関して」（参考資料7）、「早期開示命令のイメージ・当事者照会改正試案のイメージ」（参考資料8）、「依頼者と弁護士との通信秘密保護制度の確立に関する提案」（参考資料9）、「訴訟等準備文書に関する提案」（参考資料10）及び「当事者照会制度と早期開示命令制度の統合提案」（参考資料11）を提出したところである。

また、日弁連は、これらの「民事訴訟における情報・証拠収集手続」に関連し、2025年12月2日、「民事訴訟における情報・証拠収集の課題と展望」というシンポジウムを実施し、意見交換を行った（以下「本シンポジウム」という。）。

- (4) 以下は、本シンポジウムにおける基調報告及びパネルディスカッションでの指摘に基づき、「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」、「早期開示命令制度新設の立法提案」、「当事者照会制度と早期開示命令制度の統合提案」、及び被告の特定又は送達に関する情報の取得の制度の必要性を裏付ける立法事実を提示するものである。

2 審理の迅速化等の観点

文書提出命令申立手続という訴訟の中盤以降の証拠収集手続によれば提出され得る証拠についても、さらに早期に提出されることが迅速かつ充実した審理に繋がると考えられる。

たとえば、証券被害のような類型の訴訟において、顧客との接触履歴、録音記録、内規等などの基礎的な資料と呼べるようなものについても、相手方から得るには、文書提出命令が必要とされ、かつ、文書提出命令を巡って手続上の戦いが繰り広げられることが珍しくないとの指摘がある。この類型の訴訟を始めとして相手方の手元にある基礎的な資料が文書提出命令により提出がなされうる資料なのであれば訴訟の早期の段階でその提出がなされることが迅速かつ充実した審理に繋がる訴訟は多いものと考えられる。

また、負けるべき事案において、敗訴を望まないために証拠を出し惜しみするということは少ないのではないかという指摘がある一方で、近時はむしろコンプライアンスの意識の高まり又はレピュテーションリスクを考えて、負けるべき事案は早期に解決したい、特に判決ではなく和解で解決したいと考えている企業は多いのではないかとの指摘がある。この種の紛争においても、和解の基礎となる情報が真実に基づくものであることが必要であると考えられるところ、文書提出命令によるのであれば、早期の解決とは異なる経過を辿りかねない。文書提出命令により提出がなされ得る資料なのであれば、訴訟の早期の段階でその提出がなされることが、和解を含めた迅速な解決に繋がると考えられる。

3 現行法の下では入手できない情報・証拠の観点

たとえば、①デジタルプラットフォーム（以下「DPF」という。）の投稿・広告

をチェックすべき責任を追及する内容の訴訟において、D P Fがどのような仕組みであって、どのように投稿・広告をチェックしているのか、投稿・広告はどのような実態であったかについては訴訟に顕出されづらいとの指摘、②知的財産侵害訴訟で相手方製品の入手が必要であるところ、大きすぎる、高額である、特定のルートでないと購入できない、購入したことを秘密にしたい等の理由から、購入できないため、特許権侵害の立証が困難であるとの指摘、③製品の製法に関する発明（方法の発明、製造方法の発明）を巡る訴訟の場合、相手方の工場内でどのように製造されているかがわからないため、訴訟の遂行が困難となる場合があるとの指摘、④特許権侵害訴訟において、特許権侵害者が得た利益が問題となること（特許法102条参照）が多いところ、侵害者の製品の売り上げや製造コストは原告側で把握し難いとの指摘、⑤さらに、国民に対して重大な被害をもたらす活動を行う悪質な事業者等は、自己の経済的利益の獲得・防御に執着し、訴訟においても、情報・証拠の出し渋りを行う傾向があり、証拠が訴訟に顕出され難いとの指摘がある。

これらの場合、まずは、文書の特定手続の改正、文書提出命令申立手続の改正によることになるが、加えて、証拠調べの必要性ではなく主張・立証の準備のための必要性を要件として情報を取得できる手続があれば、これらの情報を広く得ることができ、真実の解明につながるものとなるはずである。

なお、「当事者照会制度と早期開示命令制度の統合提案」は、文書提出義務等に関する日弁連の提案と密接不可分である。すなわち、「当事者照会制度と早期開示命令制度の統合提案」において、文書提出命令の除外事由にあたる場合は要件を具備しないとしているため、「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」における除外事由の削除の提案（自己利用文書及び刑事関係文書の削除）の実現等が必要不可欠なのである。

4 他の手続との関係における必要性の観点

(1) 証拠保全手続との関係

証拠保全手続は、典型的には医療訴訟で利用されるが、さらにそのほかにも労働事件、証券被害事件、消費者事件、知財事件で多用されている。

この点、証拠保全手続は、本来の証拠調べを待っていたのでは証拠調べが不能又は困難となる場合に予め行われる証拠調べであり、早期という点では共通する部分があるものの、証拠調べという意味においては文書提出命令と同じく証拠調べの必要性が要件となる点で限界があるとの指摘がある。また、手続として重いこと（たとえば、事前に裁判所と数回協議をすること、現地に執行官送達をすること、裁判所も検証期日として1日の全部が拘束されることなど）が指摘されている。これに対して、早期に主張・立証の準備のために必要な情報を取得できる手続があれば、証拠保全手続よりも簡易に同様の情報等を得ることができる。

また、証拠保全手続では、担当裁判官によってやり方が異なることが指摘されている。たとえば、営業秘密の不正取得事案で、不正取得者の転職先に証拠保全をかけたところ、裁判官により、パソコン上でデータを開きその画面を写真に撮ることはできるが、データそのものをコピーして持って帰ってくることはできな

いとされた事案が報告されている。これは、証拠保全手続を定めた民事訴訟法234条が、期日外に「証拠調べをすることができる」と定められているだけであるため、証拠そのものを持ち帰ることはできないと解釈されたことから生じていると考えられる。これに対して、早期に主張・立証の準備のために必要な情報を取得できる手続があれば、この手続のなかで、現状の情報と証拠をそのままのかたちで確保することができるため、上記の例では、データを持ち帰って、データ自体を分析し、その後の訴訟手続のなかで、争点を整理していくことが可能となる。

(2) 裁判所の釈明との関係

現在運用として行われている所持している証拠が自己に有利とはならない場合における裁判所による情報や証拠の提出の促しは、本来想定されている釈明の在り方を超えて、実務上のニーズに基づき行われてきたものであるとの指摘がある。また、釈明の有無及び程度については裁判官によって差が大きいこと、適切な対応ではないとみられる場合があること、裁判官がどの程度釈明をするのかによって勝敗が決まることも多く、また訴訟の進行が大幅に遅れることもあるがそれは妥当なのか疑問であること等も指摘されている。

さらに、特に消費者事件で見受けられる証拠の偏在が明らかで直感的正義として消費者側を勝たせるべき事案、明白な投資詐欺のような事案、明白なミスがある医療事件のような事案においては、裁判官が釈明をしたにもかかわらず被告が証拠を出さない場合、証拠不提出をどのように評価するかという問題があると指摘されている。この点、原告の求釈明に基づき裁判所が釈明を行い、被告は、容易に回答し、かつ、その回答をすることで自己に有利な主張をし得るのに、敢えて回答はしないという場合には、裁判所は弁論の全趣旨として不回答の被告に不利な認定をすることが妥当な場合もあるが、そのような場合でも裁判官の判断には大きな差があるとの指摘がある。

以上のように、所持している証拠が自己に有利ではない者への釈明による情報・証拠の提出の促しは制度の転用であり、また、情報・証拠の提出の促しを釈明に委ねることは裁判官の裁量に委ねる部分が過度に大きいという問題を生じさせている。これらは制度又はその運用として健全ではないのみならず、当事者間に不平等を生じさせているため、それに代わる制度を創設する必要があると考えられる。

5 制裁について

どのような制裁を整備するかについては、制裁が課される当事者の対応をどのように予測するかによるところも大きい。たとえば、コンプライアンス遵守が浸透してきた日系大企業の場合は、制裁が緩くても命令に従うことが想定される。その一方で、情報流通プラットフォーム対処法に関する事例であるが、間接強制をして初めて開示をする外資系の通信事業者がみられたとの指摘がある。)

この指摘に従うならば、制裁が緩いと命令に従わない可能性も少なくないことから、どのような当事者も従わざるを得ないことが想定される程度の強度の制裁が必

要というべきである。

6 被告の特定又は送達に関する情報の取得の手続について

被告の特定の手続について研究会では議論が進んでいるが（「被告に関する情報の調査制度」の一部として議論されている。）、例えば、1対1通信で氏名などがわからない相手方に脅迫されたような事例において、情報流通プラットフォーム対処法では相手方の特定ができないため（最判令和3年3月18日民集75巻3号822頁も参照。）、現状では訴訟が提起できないとの指摘がある。

被告の特定手続を設ける際には、通信の秘密への配慮は必要であるものの、このような場合についてもその対象とするべきである。

7 おわりに

以上のとおり、本シンポジウムにおける基調報告及びパネルディスカッションでの指摘に基づき、日弁連及び本研究会の弁護士委員による提言並びに被告の特定手続に関する必要性を裏付ける立法事実を提示した。

社会の複雑化と情報化は年を追うごとに進み、一般の国民や消費者と企業間の情報格差は今後とも拡大するものと思われる。のみならず、大企業間であっても、持ちうる情報の種類の差異は大きくなってきていると思われる。また、今後、情報等の格差を原因とする消費者被害が減少するとも考えにくい。さらには、情報を秘匿するタイプの通信も多くなるとと思われる。しかし、現状の制度のままでは、上記のように、裁判を受ける権利（憲法32条）が実質的に保障されない。その結果、実体的権利が保護されないのみならず、裁判への信頼が低下し、民事裁判を利用する意欲が削がれかねない。また、自力救済を不可とすることの制度的理由の一部が失われてしまう危険性すらある。

かかる状況に陥ることがないように、情報・証拠の早期開示の手続や被告特定の手続の導入は不可欠である。

以 上